

I 白岡駅東部中央地区の土地区画整理事業について

早春の候、皆様方にはご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、白岡町では、白岡駅東部中央（約30.4ha）地区の土地区画整理事業の早期事業化に向け準備を行っているところです。当初予定しておりましたスケジュールが遅れ、また、経過報告が遅れたことにつきまして、お詫び申し上げます。ここに現在の作業状況についてご報告いたします。

埼玉県では、土地区画整理事業を行う区域は市街化区域であることを前提としております。

当白岡駅東部中央地区内の市街化調整区域（約9ha）を「市街化区域」へ編入する都市計画の手続きと、土地区画整理事業の実施範囲を定める都市計画（区域決定）の手續きに併せ実施すべく準備しておりますが、県、国との調整に時間を要しております。

今後、これらの都市計画を早期に定め、当地区の土地区画整理事業の早期事業化のため鋭意推進してまいりますので、なお一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

この事業化への手続きとして、(1)都市計画決定、(2)事業計画決定があります。その内容は、下記のとおりです。

(1) 都市計画決定

- ①線引き見直しの都市計画決定（市街化区域への編入）
- ②土地区画整理事業の都市計画決定（区域決定）

特に、土地区画整理事業では土地区画整理事業を行う場所の範囲を定めるので「区域決定」と呼んでいます。

「区域決定」で定める主なものは、

- (ア) 事業の種類
 - (イ) 名称
 - (ウ) 施行区域
 - (エ) 公共施設の配置及び宅地の整備の方針
- 等に関する事項などです。

(2) 事業計画決定

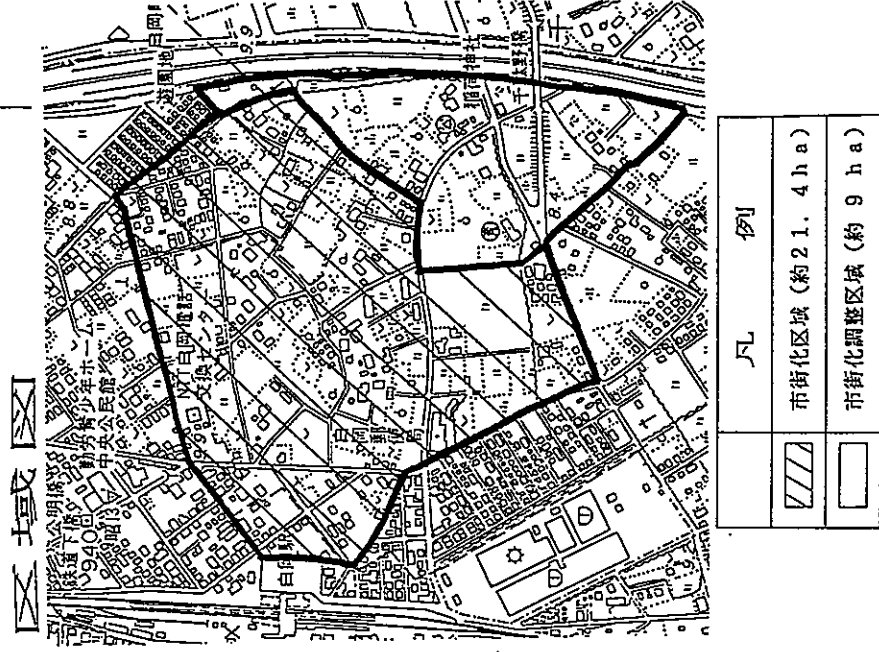
「事業計画決定」とは、土地区画整理事業の基本的事項を定めるものです。この決定により

土地区画整理事業が開始となります。

「事業計画決定」で定める主なものは、

- (ア) 土地区画整理事業の名称
 - (イ) 施行地区の位置及び区域
 - (ウ) 道路・公園などの公共施設の配置
- 等を示した設計の概要
- (エ) 事業施行期間
 - (オ) 資金計画

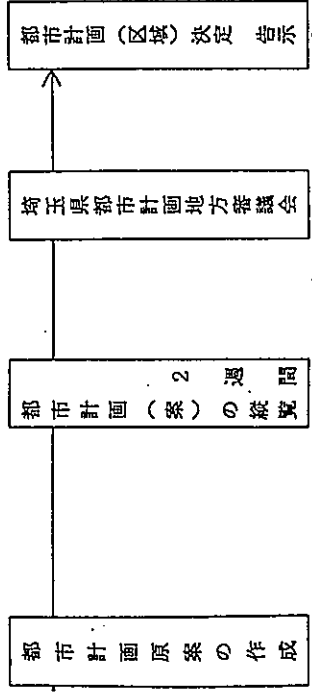
等に関する事項などです。



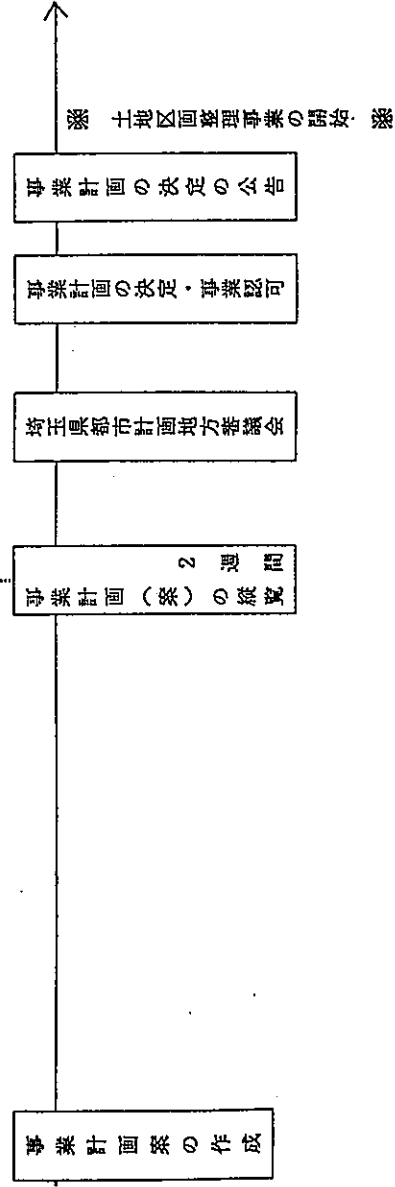
スケジュール表

平成4年度	平成5年度	平成6年度
4月	4月	4月

都市計画（区域）決定のスケジュール



事業計画決定・事業認可スケジュール

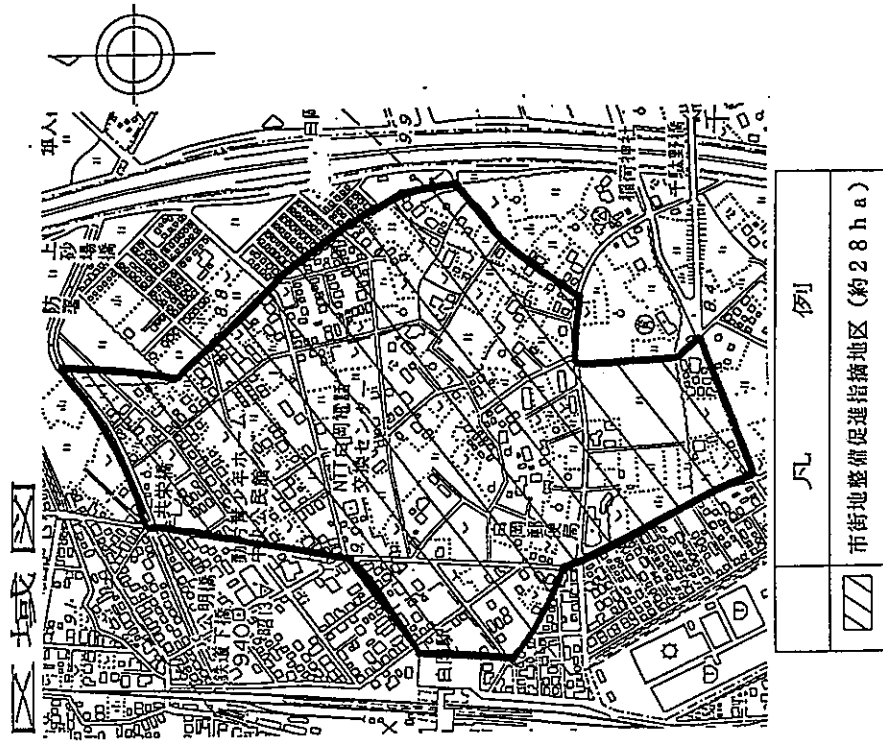


Ⅱ 第3回線引き見直しの結果について

昭和60年を基準とした第3回線引き見直し（市街化区域と市街化調整区域の見直し）において、埼玉県より大字篠津地内の押出・志部地区（約30ha）と東部地区（約28ha）が市街地整備促進の指摘を受けたことにつきましては、説明会等にてご報告申し上げていたところであります。

この内、東部地区につきましては、「白岡駅東部中央地区」（市街化区域約21.4ha、市街化調整区域約9ha）の土地区画整理事業の推進状況等が考慮され、今回の見直しは変更はなく、市街化区域として存置されることとなりました。

一方、大字篠津地内の押出・志部地区（約30ha）につきましては、平成4年10月30日付で暫定逆線引きとなり、「市街化調整区域」に編入替えとなりましたのでご報告申し上げます。



※ お知らせ ※

現地事務所の設置を平成5年4月に予定しております。詳細につきましては、事務所開設時にお知らせいたします。

今後とも当事業に対し、ご理解、ご協力をお願いいたします。